

## ○岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業市営住宅実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業実施要綱（以下「助成要綱」という。）の適用を受け、岡山市営住宅（以下「市営住宅」という。）において助成要綱第3条の助成対象工事を行うことの承認事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 市営住宅において助成要綱の適用を受けて助成対象工事を行おうとする助成対象者は、助成要綱第2条及び岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業実施要領第2条に掲げるものであって、市営住宅管理台帳へ記載されて現に入居しており、原則として当該市営住宅の家賃及び共益費等の滞納がないものであること。

(岡山市営住宅における住宅改造の定義)

第3条 助成要綱第3条に規定する市営住宅における住宅改造とは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別表に掲げるものとする。

- (1) 障害者世帯向市営住宅
- (2) 建築基準法等法令に違反する場合。
- (3) 市長が、市営住宅の構造上、当該工事を施工することが困難であり安全性を欠くと、認めた場合。

(原状回復)

第4条 助成要綱の適用を受けて助成対象工事を行った者が、市営住宅を退去して住宅返還する際には、自己の負担で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(家主の承諾)

第5条 助成要綱第6条第3号に定める家主の承諾については市長が別に定める「市営住宅工作物等設置承認書」をもって承諾書に替えるものとする。

(準用規定)

第6条 前各条に定める規定の他は、岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業実施要領第2条及び第4条の規定を除き、岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業実施要領の規定

を準用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

室名	市営住宅すこやかリフォーム助成対象工事
浴室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 浴槽の取替え ・ 移動 ・ 向きの変更</li><li>・ すのこの取り付け（浴室床への固定は不可）</li><li>・ 給湯器の取替え（浴槽取替え又はシャワー取り付けに伴う給湯器取替えに限る）</li><li>・ シャワーの新設</li><li>・ 水洗金具をレバー式に取替え</li></ul>
洗面所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 洗面台の取替え（車椅子用等）</li><li>・ 水洗金具をレバー式に取替え</li></ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暖房，温水洗浄便座の取り付け</li><li>・ 便器の便座補高</li></ul>
玄関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 滑りにくい床材への張り替え</li></ul>
廊下	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廊下と各室間の敷居スロープによる段差解消</li></ul>
居室 台所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調理台の取替え・改造（車椅子対応，本人使用の場合のみ）</li><li>・ 滑りにくい床材への張り替え</li><li>・ 水洗金具をレバー式に取替え</li></ul>